

## 共通一第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

### 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	清田区清田中央地区地下水位低下検討業務
発注課	建）土木部市街地復旧推進担当課
選定事業者	株式会社復建技術コンサルタント札幌営業所

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、令和5年度に実施した清田区清田中央地区地下水位低下支援業務において判明した、地下水位低下困難箇所における追加対策を検討する業務である。

令和5年度に実施した地下水位低下支援業務により、地下水位の一部高止まりが確認されており、地震時における液状化等の再度災害の恐れがあるため、早期の対策の検討が必要である。

当該地区の地下水位低下事業については、令和2年度に実施した調査及び設計業務において、三次元モデルを構築し、浸透流解析をもって敷設する暗渠管の配置や深度を決定した。地下水位高止まりの原因は令和5年度の業務において、一部箇所の土質の透水性が影響していることが判明しており、追加対策を検討するうえでも、令和2年度の業務で作成したモデルの一部修正を実施し、早期（令和6年度8月まで）に追加対策を検討する必要がある。また、当該地区は火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊土であることから、過年度業務の各種調査より得られた、地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知しているとともに、地下水位低下に係る専門知識と経験が不可欠である。

以上のことから、早期且つ確実に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度に調査及び設計業務、令和5年度に地下水位低下業務を受託し、当該地区における地盤の形質や対策工の設計思想、三次元モデルを熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区ほか、東日本大震災（仙台市、千葉市）や熊本地震（益城町）などで地下水位低下などの対策工を検討し専門知識と経験が豊富であり、本業務を適切に実施できる唯一の業者である上記業者を選定することとしたい。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
------	-----------------------

決定日	令和6年3月26日
-----	-----------